

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月19日条例第2号）の一部改正

第1条に係る部分

新			旧		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	目的	位置	名称	目的	位置
省略	省略	省略	省略	省略	省略
			愛媛県身体障害者更生指導所	身体障害者を入所させて、医学的管理の下に、肉体的、職能的及び社会的訓練を行い、社会復帰を促進する。	松山市
省略	省略	省略	省略	省略	省略
			愛媛県知的障害者更生訓練校	雇用されることが困難な知的障害者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる。	松山市
			愛媛県知的障害者通勤寮	就労している知的障害者を入所させて、職場に通勤させながら対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な事項の指導を行う。	松山市
省略	省略	省略	省略	省略	省略
			愛媛県身体障害者授産所	雇用されることが困難な身体障害者を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる。	松山市
			愛媛県立松前清流園	介護を必要とする身体障害者を入所させて、保護する。	伊予郡 松前町
			愛媛県立重信清愛園	知的障害者を入所させて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。	東温市
省略	省略	省略	省略	省略	省略

社会福祉法人の助成に関する条例（昭和32年7月23日条例第31号）の一部改正

第2条に係る部分

新	旧
<p>（助成の方法） 第2条 知事は、社会福祉法人が行う社会福祉事業で、特にその助長促進を図る必要があると認める事業に対し、<u>法令及び予算に定める範囲内で、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。</u></p>	<p>（助成の方法） 第2条 知事は、社会福祉法人が行う社会福祉事業で、特にその助長促進を図る必要があると認める事業に対し、<u>_____予算に定める範囲内で補助金_____又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で貸付金を支出する_____</u>ことができる。</p>
<p>（助成の条件） 第3条 知事は、前条の規定により社会福祉法人に助成をするに当たつて<u>_____</u>、必要な条件を付することができる。</p>	<p>（助成の条件） 第3条 知事は、前条の規定により社会福祉法人に補助金又は貸付金を交付するにあつて、<u>必要な条件を附する</u>ことができる。</p>
<p>（助成の申請） 第4条 社会福祉法人は、第2条の規定による助成<u>_____</u>を受けようとするときは、申請書に必要な書類を添付して、知事に申請しなければならない。</p>	<p>（助成の申請） 第4条 社会福祉法人は、第2条の規定による<u>補助金又は貸付金の交付</u>を受けようとするときは、申請書に必要な書類を添附して、知事に申請しなければならない。</p>
<p>（使用制限） 第5条 社会福祉法人は、交付を受けた補助金若しくは貸付金又は譲渡若しくは貸付けを受けたその他の財産を、その助成の目的以外の用に供してはならない。</p>	<p>（使用制限） 第5条 社会福祉法人は、交付を受けた補助金又は貸付金<u>_____</u>を、その助成の目的以外の用に供してはならない。</p>
<p>（助成の取消し等） 第6条 知事は、助成<u>_____</u>を受けた社会福祉法人が、第3条の規定による条件に違反し、又は前条の規定に違反したときは、<u>補助金若しくは貸付金の交付若しくはその他の財産の譲渡若しくは貸付けを取り消し、又は既に交付した補助金若しくは貸付金若しくは譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</u></p>	<p>（補助金又は貸付金の返還） 第6条 知事は、<u>補助金又は貸付金の交付</u>を受けた社会福祉法人が、第3条の規定による条件に違反し、又は前条の規定に違反したときは、<u>補助金若しくは貸付金の交付_____を取り消し、又はすでに交付した補助金若しくは貸付金_____の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</u></p>
<p>（委任規定） 第7条 この条例に定めるもののほか、社会福祉法人の助成に<u>_____</u>必要な手続は、<u>_____</u>知事が定める。</p>	<p>（委任規定） 第7条 この条例に定めるもののほか、<u>補助金又は貸付金の交付</u>について必要な事項は、<u>別に</u>知事が定める。</p>

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年8月4日条例第29号）の一部改正

附則第4項に係る部分

新	旧
<p>(身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第55条 身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 身体障害者更生相談所に勤務する看護師等が従事する看護業務</p> <p>(2) 婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員が従事する職業訓練又は生活指導の業務</p> <p>第56条 前条に規定する手当の額は、業務に従事した日1日につき420円を超えて支給してはならない。</p>	<p>(身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当)</p> <p>第55条 身体障害者等福祉業務従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 身体障害者更生相談所に勤務する看護師等が従事する看護業務</p> <p>(2) <u>身体障害者更生指導所若しくは身体障害者授産所に勤務する職業訓練指導員若しくは生活指導員又はこれらと同等の内容の職務を行う者が従事する職業訓練又は生活指導の業務</u></p> <p>(3) 婦人相談所又はさつき寮に勤務する職業訓練指導員又は生活指導員が従事する職業訓練又は生活指導の業務</p> <p>第56条 前条に規定する手当の額は、次に定める額_____を超えて支給してはならない。</p> <p>(1) <u>前条第1号及び第3号の業務 業務1日につき 420円</u></p> <p>(2) <u>前条第2号の業務 月額 8,800円</u></p>